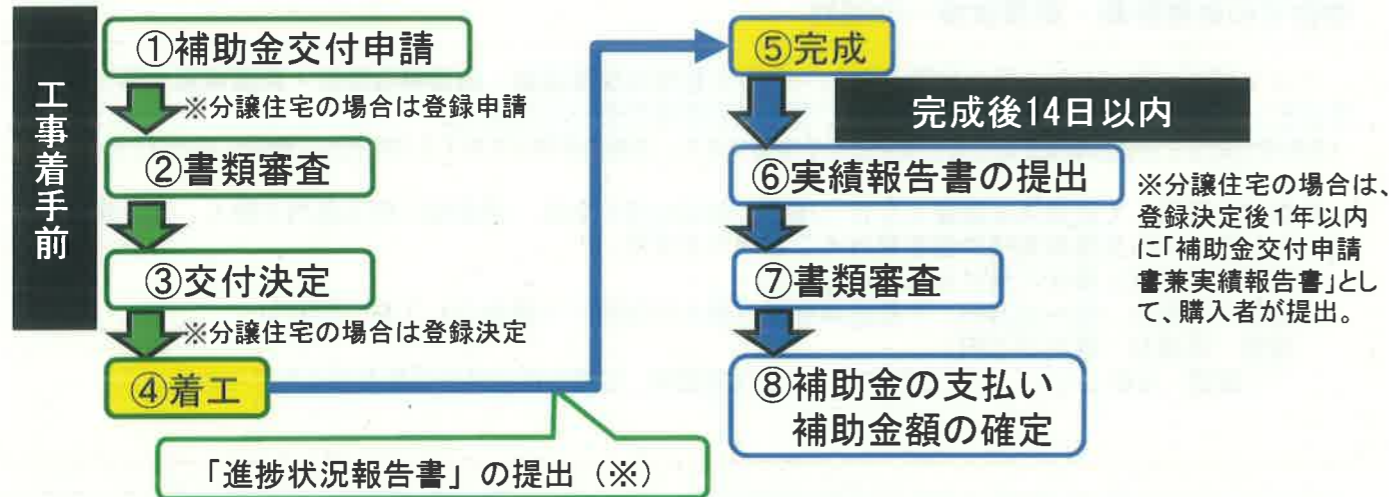


■手続きの流れ



【注意事項】

- 必ず交付決定を受けてから着工してください。新築の場合、丁張りをもって着工とします。
(工事着手後や完成後の補助金申請は受付できません。)
- ※工期が翌年度にまたがる場合、翌年度4月14日までに「進捗状況報告書」の提出が必要です。
- 分譲住宅は、あらかじめ助成対象住宅として登録されていることが必要です。分譲住宅の建設を行う事業者は、必ず着工前に登録申請を行ってください。

■申請の受付開始時期

平成31年(2019年)4月1日(月) から受付開始

(年度途中で交付予定金額が予算額に達した場合は、その時点で受付終了します。)

■お問い合わせ・申請窓口

東部地区 (鳥取市・岩美郡・八頭郡)	東部建築住宅事務所 〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176 電話：0857-20-3648 FAX：0857-20-2103
中部地区 (倉吉市・東伯郡)	中部総合事務所生活環境局建築住宅課 〒682-0802 倉吉市東巖城町2 電話：0858-23-3235 FAX：0858-23-3266
西部地区 (米子市・境港市・西伯郡・日野郡)	西部総合事務所生活環境局建築住宅課 〒683-0054 米子市糺町1丁目160 電話：0859-31-9753 FAX：0859-31-9654
制度のお問い合わせのみ	県庁住まいまちづくり課 〒680-8570 鳥取市東町1丁目220 電話：0857-26-7408 FAX：0857-26-8113

とっとり住まいる支援事業補助金の要綱・申請様式は、
県庁住まいまちづくり課のホームページからダウンロードできます。

【アドレス】<http://www.pref.tottori.lg.jp/sumai/> または で検索！

あなたの住まいづくりを応援します！

平成31(2019)年度版

とっとり
住まいる
支援事業

住宅を新築される方

一定の要件を満たす住宅を建設又は購入する場合

最高100万円

助成します！

【主な要件】

- 県内に本拠地を置く建設業者の施工であること
- 独立した生活が可能な木造戸建住宅であること
- 県産材を10立方メートル以上使用すること
- 交付決定を受けた年度内に着手し、翌年度1月末までに完成すること

※ 分譲住宅は、あらかじめ助成対象住宅として登録されていることが必要です。
(分譲住宅の建設を行う事業者は、必ず着工前に登録申請を行ってください。)

住宅を改修される方

一定の要件を満たす場合

最高50万円

助成します！

【主な要件】

- 県内に本拠地を置く建設業者の施工であること
- 自ら所有・居住する戸建住宅又は共同住宅であること
- 県産材を、
構造材・下地材として0.3立方メートル以上
又は、
内外装仕上げ材として1平方メートル以上
使用すること
- 交付決定を受けた年度内に着手し、翌年度1月末までに完成すること

詳しい制度内容は中面をご覧ください。

新築 ①～⑥の合計で最高100万円支援します。

① 県産材を10㎡以上使用する場合、使用量に応じて支援します。(小数点以下切り捨て)

県産材使用量 10㎡～14㎡ : 25万円	20㎡～24㎡ : 45万円
15㎡～19㎡ : 35万円	25㎡以上 : 55万円

①に該当する場合、以下の加算が受けられます！

② 県産規格材を1㎡以上使用する場合、1㎡あたり1万円加算します。(小数点以下切り捨て)

ただし、上限金額は、①の県産材使用量によって次のとおりです。

①の県産材使用量が10～19㎡:上限10万円、20～24㎡:上限13万円、25㎡以上:上限15万円
※県産規格材とは、含水率20%以下の県産JAS製材をいいます。

③ 県産CLT材を1㎡以上使用する場合、5万円加算します。

県産CLT材とは、県内で製造された県産材100%使用のCLTをいいます。

④ 子育て世帯等に該当する場合、10万円加算します。

子育て世帯等とは、補助金交付申請日時点で次のいずれかに該当する世帯です。
ア 18歳に達して最初の3月31日に達するまでの子を養育している世帯
イ 婚姻後10年以内の世帯

⑤ 子育て世帯等であって、なおかつ三世代同居等世帯に該当する場合、10万円加算します。

・「三世代同居等世帯」とは、直系親族世帯と新たに同居又は近居する世帯をいいます。
・近居とは、同一小学校区内に住むことをいいます。
・申請する時点で同居・近居のいずれかに該当している場合は、この支援は受けられません

⑥ 伝統的な建築技能を活用する場合、20万円加算します。

次のうち2つ以上に該当する場合、補助が受けられます。
ア 木材の手刻み加工・・・使用する木材を全自動加工機等を使用せずに手作業で加工すること。
イ 下見板張り・・・県産材を使用して、外壁を40㎡以上の下見板張りとする。こと。
ウ 左官仕上げ・・・外壁をモルタル塗り(厚さ20mm以上)下地仕上げ又は漆喰塗り仕上げとしたものと内壁を土塗り壁等としたものを合わせて40㎡以上を施工すること。
エ 日本瓦葺き・・・主要な屋根部分に国産の和形瓦(JIS規格J型又は同等品)を使用すること。
オ 木製建具・・・県内に本拠地を置く建具業者が製作した木製建具(框戸、格子戸、障子、欄間等)を見付面積10㎡以上すること。

改修 ①～④の合計で最高50万円支援します。

① 鳥取県産材を使用する場合、使用量に応じて支援します。(上限25万円)

ア 構造材または下地材として0.3㎡以上使用する場合、1㎡あたり2万円(小数点第2位以下切捨て)
イ 内外装仕上げ材として見付面積1㎡以上を使用する場合、1㎡あたり4千円(小数点以下切捨て)
ただし、県産CLT材を使用する場合は、1㎡あたり6千円(小数点以下切捨て)

①に該当する場合、以下の加算が受けられます！

② 子育て世帯等に該当する場合、10万円加算します。

子育て世帯等とは、補助金交付申請日時点で次のいずれかに該当する世帯です。
ア 18歳に達して最初の3月31日に達するまでの子を養育している世帯
イ 婚姻後10年以内の世帯

③ 三世代同居等世帯に該当する場合、10万円加算します。

次のいずれかに該当する世帯です。
ア 子育て世帯等であって、なおかつ直系親族世帯と新たに同居又は近居する世帯
イ 自宅を改修して子・孫世帯と同居する世帯

④ 伝統的な建築技能を活用する場合、使用面積に応じて加算します。(上限15万円)

次のうち2つ以上に該当する場合、補助が受けられます。
ア 建築大工技能・・・内装造作と外壁下見板張りの施工面積の合計が7㎡以上であること。(1万1千円/㎡)
イ 左官仕上げ・・・外壁をモルタル塗り(厚さ20mm以上)下地仕上げ又は漆喰塗り仕上げとしたものと内壁を土塗り壁等としたものを合わせて7㎡以上を施工すること。(1万3千円/㎡)
ウ 木製建具・・・県内に本拠地を置く建具業者が製作した木製建具(框戸、格子戸、障子、欄間等)を見付面積3㎡以上使用すること。(1万9千円/㎡)

■その他の支援制度のご紹介

◎住宅の耐震診断・耐震改修への補助

平成12年5月31日以前に建築された一戸建て住宅の耐震診断・耐震補強設計・耐震改修工事(建替えを含む)を行う場合、費用の一部について市町村の助成が受けられます。(市町村によっては助成制度を設けていないところもあります。詳細は建物が所在する市町村にご確認ください。)

県産材を使用して改修又は建替えを行う場合、耐震改修の助成(県産材に係る費用を除く。)と併せて、とっとり住まいる支援事業補助金を受けることができます。

<耐震改修助成と併せて受けられる内容>

新築: 県産材(25～55万円) + 県産規格材(最大15万円) + 県産CLT材(5万円)

改修: 県産材(最大25万円)

(※新築・改修ともに、子育て世帯等、三世代同居等、伝統技能活用の加算支援は受けられません)

◎住宅ローン【フラット35】子育て支援型

とっとり住まいる支援事業の交付を受けて住宅を取得する方が住宅ローン「フラット35」を利用する場合、一定要件に該当すれば金利を当初5年間、年0.25%引き下げる「フラット35子育て支援型」を利用できます。

フラット35子育て支援型を利用できるのは、次のいずれかに該当する方です。

- ①若年子育て世帯: とっとり住まいる支援事業の申請日時点で、申請者本人が40歳未満で、なおかつ、18歳に達して最初の3月31日までにいる子がいること
- ②三世代同居世帯: とっとり住まいる支援事業の申請時点で、18歳に達して最初の3月31日までにいる子がいる世帯で、なおかつ、住宅取得後に三世代同居すること。
- ③三世代近居世帯: とっとり住まいる支援事業の申請時点で、18歳に達して最初の3月31日までにいる子がいる世帯で、なおかつ、住宅取得後に三世代近居すること。

※近居とは、親世帯と同一小学校区内に居住することをいいます。

※②三世代同居と③三世代近居は、住宅取得後5年間の居住状況確認(住民票の提出)に御協力いただく必要があります。

※フラット35について詳しくは「住宅金融支援機構」のウェブサイトをご覧ください。

【アドレス】<http://www.flat35.com/> または で検索

■よくあるお問い合わせ

Q. 他の補助金との併用の可否について教えてください。

A. 国または県の補助金の場合、併用の可否については、4月中にホームページで公開しますのでそちらを御確認ください。

市町村または民間団体が、国や県の補助を受けずに実施している補助金は、併用可能です。ただし、市町村や民間団体が実施している補助金であっても、財源に国や県の補助を受けている補助金は、併用できない場合がありますので、事業名を御確認のうえお問い合わせください。

要綱・申請様式・Q&A集は、県のホームページで公開しています。

その他、制度のことで不明な点がございましたら、申請窓口または県庁住まいまちづくり課にお問い合わせください。